

# 薩摩川内市公共事業景観形成ガイドライン



## 目 次

1	目的	- 1 -
2	適用の範囲等	- 3 -
(1)	対象事業	- 3 -
(2)	適用の除外	- 3 -
(3)	適用の時期	- 3 -
(4)	他事業者への要請	- 3 -
(5)	景観法による通知に関する基準	- 3 -
(6)	公共事業における景観検討手続き	- 4 -
3	公共事業の実施における共通基準	- 6 -
(1)	法面	- 6 -
(2)	擁壁，護岸	- 6 -
(3)	防護柵	- 6 -
(4)	舗装	- 6 -
(5)	標識，照明施設及び公共広告物	- 6 -
(6)	緑の保全と緑化	- 6 -
(7)	占用工作物	- 7 -
(8)	維持管理	- 7 -
4	公共事業の実施における個別基準	- 7 -
(1)	道路	- 7 -
(2)	橋梁	- 8 -
(3)	河川及び水路	- 8 -
(4)	ダム，えん堤等	- 8 -
(5)	急傾斜地崩壊対策施設等	- 9 -
(6)	港湾，漁港，海岸	- 9 -
(7)	農地，森林	- 9 -
(8)	公園等	- 10 -
(9)	公共建築物	- 10 -

## 1 目的

本市は、薩摩半島の北西部に位置しており、南は県都鹿児島市といちき串木野市、北は阿久根市に隣接する本土地域と、上甑島、中甑島、下甑島で構成される甑島地域で構成されています。

市域面積は、鹿児島県では最大となる683.50平方キロメートルとなっており、川内川や蘭牟田池、白砂青松が美しい海岸線などの自然景観、神亀山や入来麓伝統的建造物群保存地区などの歴史景観、棚田や平地の田畑などと集落の共存からなる田園景観、里地里山的景観などが数多く見受けられます。

これらを受け、本市では平成19年4月に景観法に規定される景観行政団体になり、景観に関する検討を重ね、平成21年4月1日に本市の良好な景観を市民、事業者、地区コミュニティ協議会及び市が協働して、後世に誇れる良好な景観の保全及び創造を行うことを目的として「薩摩川内市景観条例（以下「景観条例」という。）を制定しました。また、同時にこの条例を計画的に実行することを目的として「薩摩川内市ふるさと景観計画」（以下「景観計画」という。）を策定しました。

景観計画においては、市域を都市文化ゾーン、田園文化ゾーン、海洋文化ゾーンの3つのゾーンに区分し、それぞれにおける景観形成目標を定めています。公共施設は、地域の良好な景観形成を先導する役割を担っており、本市のそれぞれのゾーンにおける景観の特色を生かしながら、調和のとれた景観の形成を図っていくことが大切です。

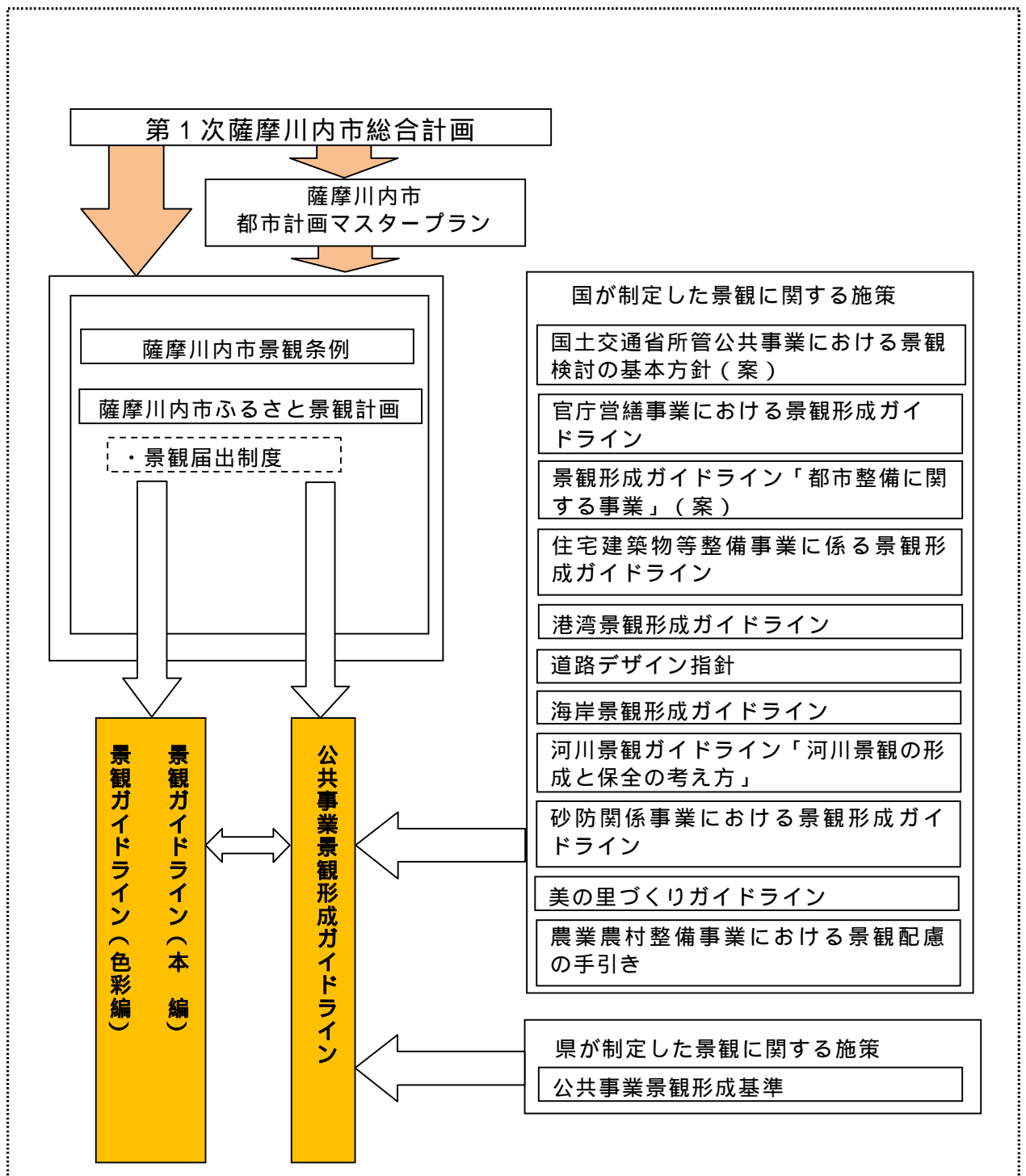
また、景観計画において、川内川を一級河川としては九州で初めて「景観重要河川」に指定し、今後、国土交通省と一体となった整備を進めていくことなど、公共事業等についての景観形成についての内容を定めています。

全般的に公共事業は事業規模が大きく、良好な景観の形成に大きな影響を与えることから、事業実施に当たっては景観への配慮など景観形成への積極的な推進が求められています。

最近では国においても景観に配慮した公共事業等を実施するために、景観形成ガイドラインを定めるなどの活動もあり、鹿児島県においては平成20年5月に「鹿児島県公共事業景観形成基準」を策定するなど、その動きは活発化してきています。

本市内においても、公共事業の実施に当たっては、事業位置や事業規模を勘案の上、関係法令や各種景観形成ガイドラインに基づき、景観や環境に配慮した事業実施に努めていただいております。

そこで、本市内における公共事業の実施にあたっての配慮事項について、本基準を作成することで、景観法における本市への通知基準となるようにガイドラインとして策定するものです。



## 2 適用の範囲等

### (1) 対象事業

このガイドラインは、本市において実施される全ての公共事業（公共建築物の整備を含む。）について適用します。

### (2) 適用の除外

災害復旧事業など緊急を要する事業，地下構造物等事業による周辺への景観の影響がないか，極めて小さい事業及び維持補修業務などの小規模な事業は，本ガイドラインの適用を除外することができます。

なお，除外事業であってもできる限り景観に配慮した事業の実施に努めてください。

### (3) 適用の時期

既に設計が完了し，施工段階等にある事業については，その状況に応じて可能な限り対応してください。

なお，「その状況に応じて可能な限り」とは，設計，用地等の手戻りが生じない場合や，予定している期間内に事業の完了が見込める場合のことです。

### (4) 他事業者への要請

市は，国，県等が実施する公共事業について，本基準に配慮するよう，必要に応じて要請します。

### (5) 景観法による通知に関する基準

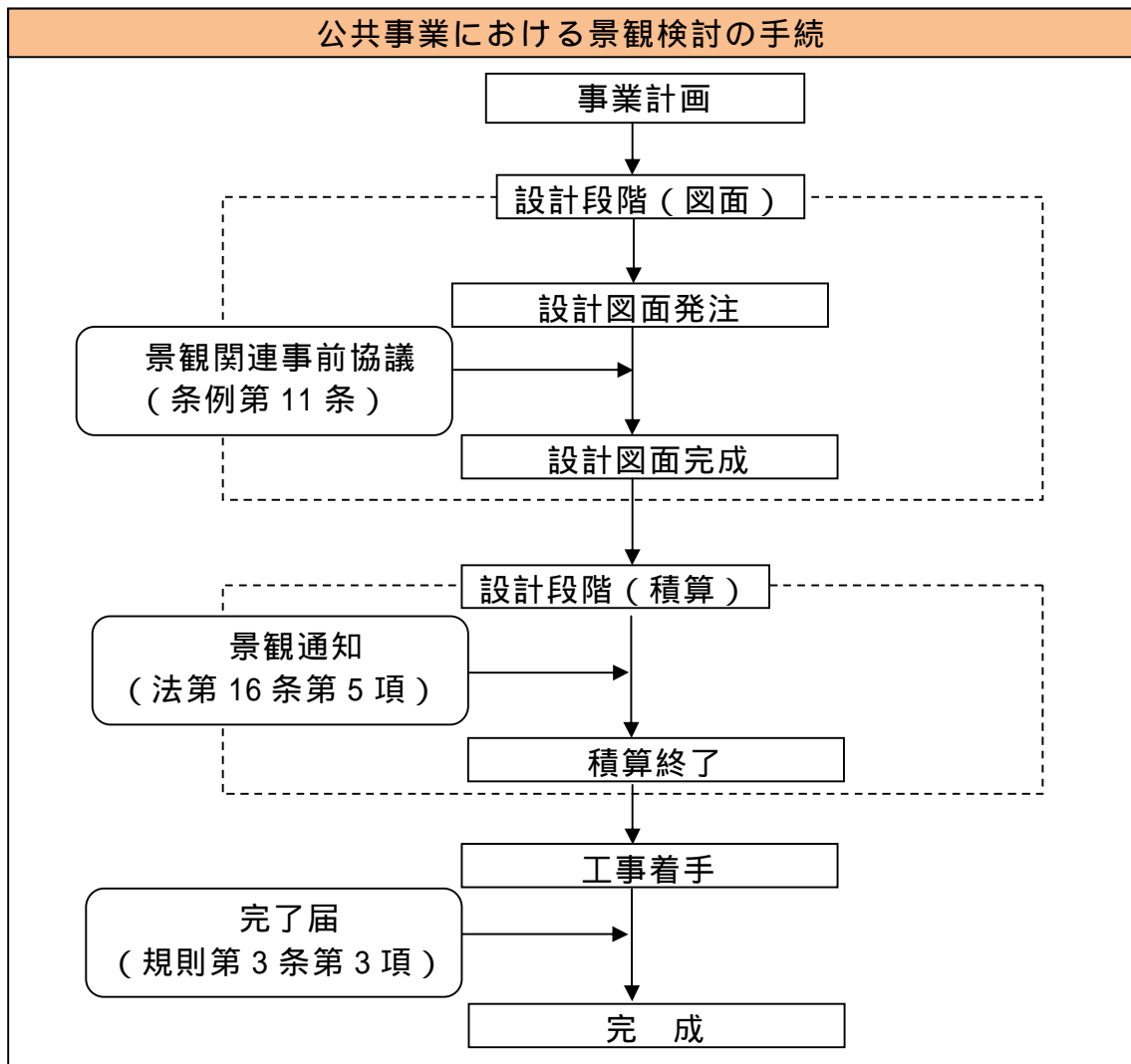
国及び地方公共団体においては，景観法第16条第5項による通知を行う基準は以下のとおりです。

景観条例第9条，第10条に規定する行為	通知必要
景観計画により指定される景観重要公共施設	通知不要

ただし，既に景観に配慮した形態意匠・色彩等により施工されている公共施設等について，何らかの工事等を行う予定がある場合は，構想段階において事前に協議をしてください。

(6) 公共事業における景観検討手続き

表1に定める通知が必要な行為の基準を超える事業を行う場合には、下記に則って協議及び通知をしていただく必要があります。



必要書類等

位置図(1/2500程度), 現況写真等

規則に掲載

全行為共通: 景観形成基準適合チェックリスト

建築物等: 付近見取図, 配置図, 立面図, 現況写真

開発行為等: 位置図, 地形図(現況図), 平面図, 縦横断図,  
設計図, 現況写真等

木竹の伐採: 位置図

規則に掲載

全行為共通: 写真

[表 1] 景観法第 16 条第 5 項による通知が必要となる行為の基準

行為	事項	基準
建築物	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	●軒高 7 m 超及び地階を除く階数が 3 以上のもの
	第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 準工業地域 用途地域の指定のない区域 都市計画区域外	●高さが 12 m 超及び地階を除く階数が 4 以上のもの
	商業地域	●高さが 15 m 超及び階数が 5 以上のもの
	共同住宅等	●地階を除く階数が 3 以上で、かつ、10 以上の住戸を有するもの及び 15 以上の住室を有するもの
	延べ面積	●1,000 平方メートルを超えるもの
	増築, 改築	●上記の建築物の内、その部分の延べ面積が 2 分の 1 を超えるもの
	色彩の変更	●上記の建築物の内、各壁面の鉛直投影面積 <sup>1</sup> の 5 分の 1 を超えるもの
工作物	建築基準法施行令第 138 条(工作物の指定)の規定により指定されているもの	●高さが 10 m を超えるもの
	増築, 改築	●上記の工作物の内、その部分の面積が鉛直投影面積又は水平投影面積 <sup>2</sup> の 2 分の 1 を超えるもの
	色彩の変更	●上記の工作物の内、各壁面の鉛直投影面積の 5 分の 1 を超えるもの
	開発行為等	●当該行為を行う区域の面積が 1,000 平方メートル以上のもの
	土石の採取	●当該行為を行う区域の面積が 300 平方メートル以上のもの
	木竹の伐採	●当該行為を行う区域の面積が 1,000 平方メートル以上のもの

<sup>1</sup> 鉛直投影面積:地球の表面において、先端に鉛などのおもりをつりさげて静止したときの糸と方向が同じである面と平行である面積(主に壁面などをいいます。)

<sup>2</sup> 水平投影面積:建物を真上から見たときの面積で、建物に凸凹や斜面の部分があっても、その建物が水平だとして測った面積



### 3 公共事業の実施における共通基準

本市において，良好な景観の形成を図るため，次に掲げる共通の基準に則り，公共事業を実施してください。

#### (1) 法面

法面は，現況の地形に応じた構造及び形態とし，圧迫感を軽減させるよう配慮する。

法面を緑化する際は，在来樹種等を主体とした地域に適した種類を選定するとともに，既存植生の保存，活用に努め，緑化による修景など周囲の景観との調和に配慮する。

#### (2) 擁壁，護岸

擁壁は長大とならないように努め，やむを得ず長大となる場合は，草木や低木等が植栽可能な構造にするなどの配慮をするなど形態意匠について工夫するとともに，周辺の景観との調和に配慮する。

護岸の構造，形態意匠及び素材は，できる限り自然石などを使用し，やむを得ずコンクリート製品などを使用する場合は，表面仕上げを自然石にしたりするなど，周辺の景観との調和や生態系に配慮するとともに，親水性の確保に努め，人工的な印象を和らげる工夫をする。

#### (3) 防護柵

防護柵の構造，形態意匠，素材及び色彩は，安全性及び維持管理に支障がないように工夫する。

周辺の景観との調和，地域の特性や統一性に配慮し，可能な限り透過性の高いものを使用する。

#### (4) 舗装

舗装の素材，意匠及び色彩は，周辺の景観との調和や地域の特性に配慮する。

#### (5) 標識，照明施設及び公共広告物

標識及び公共広告物は，整理統合に努めるとともに，設置数や設置場所の適正化に努める。

形態意匠，素材及び色彩は，周辺の景観との調和，地域や沿線の統一性に配慮する。

照明施設は夜間の景観を考慮し，光の色や強さ等について工夫する。

#### (6) 緑の保全と緑化

既存樹木については，保存，移植等による保全に努めるとともに，植栽に当たっては，自然の植物，周辺の樹木との調和，地域の特性等に配慮し，なるべく在来樹種等を用いるよう工夫する。

- (7) 占用工作物  
公共用地における占用工作物の位置，形態意匠及び色彩は，周辺の景観との調和，占用工作物相互の統一性に配慮する。
  - (8) 維持管理  
公共施設の維持管理に当たっては，周辺の景観との調和に配慮するとともに，良好な景観を維持するよう，適正な管理，修繕及び補修に努める。
- 4 公共事業の実施における個別基準  
本市の良好な景観の形成を図るため，共通基準のほか次に掲げる個別の基準に則り，公共事業を実施する。
- (1) 道路  
道路の整備に当たっては，全体のバランスや連続性に考慮しつつ，沿道地域の特性や快適性に配慮した景観の形成を図るなど，それぞれの地域の特性や周辺の景観との調和に配慮する。
    - ア 路線の選定
      - (ア) 地域の地形や景観資源等を十分把握し，周辺の景観との調和に配慮する。
      - (イ) 周辺の地形や植生等の自然の改変をできる限り抑え，周辺の景観を大きく損なわないよう工夫する。
    - イ トンネル  
抗口部は，周辺の地形に調和した構造及び形態とし，植栽等による修景緑化に努める。
    - ウ 高架橋及び歩道橋
      - (ア) 形態意匠及び色彩については，周辺の景観との調和に配慮する。
      - (イ) 取り付け部や擁壁等については，なるべく植栽等を行うことにより修景緑化に努める。
    - エ 歩道及び自転車道
      - (ア) 舗装等の形態意匠，色彩及び素材については，周辺の景観との調和及び地域の特性に配慮する。
      - (イ) 安全性を確保した上で，必要に応じて緑化等を行うことにより，潤いの場の創出に努める。
    - オ 道路付属物
      - (ア) 防護柵，照明施設，ベンチ，花壇等の形態意匠，素材及び色彩は，周辺の景観との調和，地域の特性又は統一性に配慮する。
      - (イ) 信号機，標識等については，交通安全上支障のない範囲内で，整理統合を図るなど，周辺の景観との調和に配慮する。
    - カ 道路占用物等  
電柱，電線類等については，無電柱化推進計画に基づき，電線類の地中化に努める。

## キ 道路緑化

街路樹等の道路緑化については、交通の安全性を確保しながら、沿道緑化に努めるとともに、地域の特性及び周辺の景観と調和した樹種等の選定に努める。

### (2) 橋梁

橋梁は、道路、鉄道等の一部として河川、峡谷等を渡り、景観を眺める場又は眺められる対象として、地域の象徴となる可能性が高いものである。そのため、これらの整備については、安全性及び快適性に加え、それぞれの地域の特性や周辺の景観との調和に配慮する。

#### ア 橋梁本体、欄干及び照明施設

橋梁の構造、形態意匠、素材及び色彩は、周辺の景観との調和や地域の特性に配慮するなどの工夫に努める。

### (3) 河川及び水路

河川や水路は、古くから地域と深い関わりを持ち、生活や文化に大きな影響を与えている。これらの整備に当たっては、治水及び利水の機能を確保するとともに、水辺とのふれあいの場の確保をし、地域の人々が水に親しめるような整備に努めるほか、それぞれの地域の特性や自然環境等の保全に配慮する。

#### ア 河道

周辺の景観との調和、自然環境や生態系の保全に配慮する。

#### イ 堤防、高水敷等

堤防の法面及び高水敷等については、治水上支障がない範囲において、緑化及び浸水施設の整備に努める。

#### ウ 落差工、堰

構造、形態及び素材については、できる限り自然環境との調和に配慮するとともに、魚道を設けるなど、魚類等の生態系に配慮する。

### (4) ダム、えん堤等

ダム、えん堤等は、治山、砂防、治水及び利水など、重要な役割を果たしているが、大規模な構造物であることから、周辺の景観との調和に配慮する。

#### ア 位置及び形式

ダム、えん堤等の位置や形式は、安全性及び機能性を確保しつつ、できる限り周辺の景観との調和に配慮する。

#### イ 周辺の緑化

ダム、えん堤等の周辺は、地形、地質等の諸条件を考慮して緑化に努める。

#### ウ 周辺施設

周辺施設の意匠、素材及び色彩は、周辺の緑化との調和に配慮する。

(5) 急傾斜地崩壊対策施設等

急傾斜地崩壊対策施設や地すべり防止施設は、生命及び財産を守る重要な施設だが、周辺の景観に影響を及ぼしやすいため、その整備に当たっては、防災性及び安全性等に支障のない範囲内で、周辺の景観との調和に配慮する。

ア 構造，形態意匠，素材及び色彩

構造，形態意匠，素材及び色彩については、できる限り周辺の景観との調和に配慮するとともに、緑化に努める。

イ 植生の保全

周囲の斜面の在来樹種をできる限り保全するように努める。

(6) 港湾，漁港，海岸

港湾，漁港施設や海岸施設は、従来の物流・産業の拠点としてだけでなく、海とのふれあいの場としての機能を求められる。そのため、その整備に当たっては、地域の主要な景観資源への眺望の確保や、人々が集い憩える広場の整備に努めるほか、それぞれの地域の特性や自然環境等の保全に配慮する。

ア 構造，形態意匠，素材及び色彩

構造，形態意匠，素材及び色彩については、できる限り周辺の景観との調和に配慮するとともに、緑化に努める。

イ 親水性

湾曲して延びる海岸線の眺望を大きく損なわないように、離岸堤の形態等に配慮する。

背後地や利用状況等に応じ、護岸を緩やかな勾配とするなど、親水性を高めるよう配慮する。

(7) 農地，森林

ふるさとの景観の代表的な構成要素となる農地や森林地域の整備に当たっては、農地と低層の住宅の集まる集落，防風林，屋敷林等や自然性を感じさせる雄大な変化に富んだ起伏や緑深い森林，そこに生息する動物や鳥などの環境を保全できるよう，周囲の建物や樹林との調和・連続性を考慮した建築物・工作物の整備に努めるほか，それぞれの地域や自然環境等の保全に配慮する。

ア 農地

田園を形成している農地やその周辺の緑をできる限り保全し，水路やため池等においては，その構造物が周辺の景観に調和できるよう配慮する。

屋敷林等の樹林や棚田等の優れた景観がある場合は，これらを保全し，活かせるよう配慮する。

イ 森林

主要な眺望点から眺望される場所では，森林整備により良好な森林環境の保全に努め，地域の景観の形成・保全に配慮する。

(8) 公園等

自然公園，都市公園等については，憩いの場，自然とのふれあいの場，野外レクリエーション活動の場として利用されているが，公園等の整備に当たっては，地域毎の自然，歴史，文化等の特性を統一するとともに，地域の快適な環境づくりに努める。

ア 全体計画

公園等の周囲にある道路，河川等の公共施設との連続性に配慮するとともに，地域の生態系に配慮する。

イ 公園施設等

園路，広場，休憩所，遊具等の公園施設等の素材は，維持管理を考慮した上で，出来る限り自然素材を用い，自然素材を用いることができない場合，素材について工夫をし，色彩は原色を避け，自然素材に近い色彩を使用するよう努める。

公園施設等の形態意匠及び色彩は，自然公園にあつては，地域の地形及び自然になじむよう工夫し，都市公園等にあつては，周辺の景観に配慮しつつ，公園等の特徴を生かすよう工夫する。

ウ 建築物等（次項目の公共建築物以外の基準）

自然公園内の建築物等の形態意匠及び色彩は，周辺の景観に配慮するとともに，公園等の特徴を活かすよう工夫する。

エ 緑化

公園等の植栽は，在来樹種等を主体とした地域に適した種類を選定するとともに，既存植生の保存，活用に努める。

オ その他

(ア) 垣及び柵については，生垣等の活用に努め，周辺の景観との調和に配慮する。

(イ) 公園等の敷地内においては，原則として電線類を地中化する。

(9) 公共建築物

行政サービス施設，市営住宅，集会施設，学校施設などの建築物等（以下「公共建築物」という。）は，地域生活と深い関わりを持っている。そのため，地域の風土，歴史及び文化等の地域特性や周辺の景観との調和に配慮する。

ア 位置

(ア) 公共建築物の位置は，地域の良好な景観を損なうことのないよう，また，主要な展望地からの眺望の妨げにならないよう配慮する。

(イ) 敷地内の建築物及び工作物間相互の調和と全体的なまとまり，周辺の景観との調和に配慮する。

イ 形態意匠及び色彩

(ア) 周辺の景観との調和に配慮し，全体的に違和感のないまとまりのある形態意匠及び色彩とする。

(イ) 高架水槽等公共建築物本体に付属する部分は，なるべく見えない位置に設置するとともに，公共建築物本体と一体化し，又は調和したものとなるよう努める。

ウ 素材

(ア) 地域性のある素材の活用に努める。

(イ) 耐久性及び維持管理に優れた素材の活用に努める。

エ 敷地の緑化

樹木の配置や樹種の構成を工夫するなど，周辺の景観との調和に配慮した植栽を行うよう努める。

オ 付属施設

車庫，倉庫，污水处理施設等の付属施設の位置，形態意匠，素材及び色彩は，敷地内及び周辺の景観との調和，公共建築物本体との調和に配慮する。

カ その他

敷地内においては，電線類の地中化に努める。